

京都市地域体育館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第155号

京都市地域体育館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市地域体育館条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条中「条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」を「市長（条例第3条第1項に規定する指定管理者に管理を行わせる地域体育館にあっては、当該指定管理者。第3条及び第7条において同じ。）」に改める。

第3条中「指定管理者」を「市長」に改める。

第4条第2項中「付属設備」の右に「（京都市左京地域体育館，京都市中京地域体育館，京都市吉祥院地域体育館，京都市久世地域体育館，京都市伏見東部地域体育館及び京都市伏見北部地域体育館に係るものを除く。）」を加える。

第7条中「指定管理者」を「市長」に改める。

別表第1中

使 用 料	
600円	
300	

を

使 用 料	
ア	イ
900円	800円
500	400

に改め、同表に備考

として次のように加える。

備考 ア欄は日曜日，土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する

場合について，イ欄はその他の日に使用する場合について，それぞれ適用する。

別表第2備考以外の部分中

有 料 ロ ッ カ ー	1 個 1 回 に つ き 1 日	100 円	を
-------------	-------------------	-------	---

補 助 い す	1 脚 に つ き 1 回	100 円	に 改
長 机		200	
有 料 ロ ッ カ ー	1 個 1 回 に つ き 1 日	100	

める。

別記様式注以外の部分中「指定管理者」を「市長・指定管理者」に、「京都市伏見北堀公園地域体育館を除く。」を「京都市東山地域体育館，京都市山科地域体育館，京都市下京地域体育館，京都市右京地域体育館，京都市桂川地域体育館及び京都市醍醐地域体育館のみ」に改める。

附 則

この規則は，平成21年5月1日から施行する。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)